

東弁23人第219号

2011年10月19日

府中刑務所

所 長 横 尾 邦 彦 殿

東京弁護士会

会 長 竹 之 内 明

人権侵害救済申立事件について（要望）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり要望します。

記

第1 要望

申立人に対し、早朝、起床時間より1時間前、または日の出の際のうす暗い頃に、ベッドの上に座るか、膝をついて礼拝をすることを許可することを含め、被収容者が、真摯な信仰に基づくと認められる一人で行う礼拝その他の宗教上の行為の許可を求めた場合には、それが余暇時間外であることのみをもってこれを形式的に不許可とするのではなく、その宗教的行為の態様などが管理運営上の具体的支障を生じさせる相当の蓋然性をもつなどの特段の事情のない限り、これを許可する運用に改めるよう要望致します。

第2 理由

1 認定事実

(1) 申立人は、平成19年3月13日から現在に至るまで、相手方の独居房

に収容されている。

(2) 申立人は、インド国籍の男性であり、16歳のころよりキリスト教プロテスタント（エヴァンジェリカル派）を信仰している。

(3) 申立人は、遅くとも、平成20年4月7日までに、相手方に対し、早朝、起床時間より1時間前、または日の出の際のうす暗い頃に、ベッドの上に座るか、膝をついて礼拝をすること（声等は発しない）を許可して欲しい旨申し出た。

なお、相手方において定められている平日の起床時間は午前6時40分である。

(4) 相手方は、平成20年4月14日、申立人に対し、上記(3)の申し出を不許可とする告知をした。

(5) 申立人が、相手方の許可なく、上記行為を行おうとすると、相手方より「止めろ」と制止され、その後取調べを受け警告されるなどした。

2 人権侵害性に関する判断

相手方が、平成20年4月14日、申立人に対し、上記1(3)の申し出を不許可としたことは、申立人の宗教的行為の自由（憲法20条1項）を侵害するものか。

(1) 刑事収容処遇法は、宗教上の行為等に関して、次のように規定する。(法67条)

被収容者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、これを禁止し、又は、これを制限してはならない。ただし、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上の支障を生じるおそれがある場合はこの限りでない。

(2) そこで、以下、相手方の本件不許可が、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上の支障を生じるおそれがある場合に当たるか検討す

る。

ア 判断基準

宗教的行為の自由は、憲法 20 条 1 項により保障された権利であり、被収容者にもかかる保障は及ぶ。法 67 条が原則として被収容者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、これを禁止し、又は、これを制限してはならない、としたのもその趣旨である。したがって、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上の支障を生じるおそれがある場合として例外的にその禁止あるいは制限が許されるか否かは厳格に判断される必要があり、ここに言う管理運営上の支障のおそれは、施設側が漠然とした危惧を感じるなどの抽象的なものでは足りないというべきである。少なくともそのおそれが現実、具体化する相当の蓋然性が客観的に認められる場合で、それを防ぐための手段としても必要最小限の方法に限定している必要がある。

イ 申立人の本件行為が保障の範囲かについて

申立人がキリスト教（エヴァンジェリカル派）を信仰し、かかる信仰に基づき早朝の礼拝等の許可を求めたことについて、これが真摯な信仰に基づくものではないことを疑わせるような特段の事情は見受けられず、自らの信仰に基づく宗教的行為を求めるものであると認められる。

ウ 管理運営上の支障を生じるおそれがある場合に当たるかの検討

相手方が余暇時間外の宗教的行為を一律不許可とすることにした際に考慮した管理運営上の支障がいかなるものかについては、相手方に対しその説明を求めた。それに対し、相手方は、平成 23 年 4 月 28 日付けの回答において、「一人で行う宗教上の行為は余暇時間帯に行うものと定めており、礼拝の行為を不許可としたものではなく、余暇時間外であることから不許可にしたものである」と回答するのみで、生じるおそれがあるとされている支障の具体的内容について説明がない。そのため理由について推測

するほかないが、考え得るのは、他の収容者の迷惑防止や自傷行為などとの区別が困難となるという点である。

この点検討するに、申立人はそもそも独居房に収容されていることに加え、電気を付けることは求めておらず、また、祈りの際にも声などは発しないということであるから、他の収容者に対し受忍限度を超える迷惑をかけるということは考えがたい。

また、自傷行為等との区別の困難性についても、予め礼拝の時間や態様を相手方に届け出ているのであるから、これを認めたことにより自傷行為などと区別がつかなかった結果管理運営上の支障が生じてしまうおそれは抽象的なものにとどまるといえる。

したがって、申立人が求める宗教的行為を許したことにより、管理運営上の支障が生じる相当の蓋然性があるとは認められない。また、事前規制としてこれを不許可としたことも必要最小限の制約とはいえない。

エ 結論

以上より、相手方が、平成 20 年 4 月 14 日、申立人に対し、上記 1（3）の申し出を不許可としたことは、申立人の宗教的行為の自由（憲法 20 条 1 項）を侵害するものである。

3 まとめ

上記のとおり、相手方が、平成 20 年 4 月 14 日、申立人に対し、上記 1（3）の申し出を不許可としたことは、申立人の宗教的行為の自由（憲法 20 条 1 項）を侵害するものであるが、相手方は申立人が余暇時間に該当の宗教的行為を行うことは認めていることからすると、その制限は、宗教的行為の内容自体に着目したものではなく、いわゆる時、所、方法に関する制限であり、内容に着目した全面禁止等と比較すればその制限の程度は軽度といえる。

そこで、申立人に対し、早朝、起床時間より 1 時間前、または日の出の際

のうす暗い頃に、ベッドの上に座るか、膝をついて礼拝をすることを許可することを含め、被収容者が、真摯な信仰に基づくと認められる一人で行う礼拝その他の宗教上の行為の許可を求めた場合には、それが余暇時間外であることのみをもってこれを不許可とするのではなく、その態様などが管理運営上の具体的支障が生じさせる相当の蓋然性をもつなどの特段の事情のない限り、これを許可する運用に改めるよう要望をする。

以 上